

令和3年12月24日(金)
国土交通省関東地方整備局
大宮国道事務所

記者発表資料

無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に協力して頂ける企業を募集し、7社と協定を締結しました。

大宮国道事務所では、東京都心23区内の震度6弱以上の地震発生時において「無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）」に協力して頂ける企業の募集を行い、応募頂いた企業7社と令和3年12月24日に協定を締結しました。

協定を締結頂いた企業と共に、首都直下地震時の迅速な対応を推進してまいります。

各企業の担当区間は、以下のとおりになります。

【各企業の担当区間】（詳細な区間割りは、別添1、別添2を参照）

- 区間①、区間②：（株）オオバ 【国道17号】
- 区間③～区間⑤：（一社）国際ドローン協会 【国道17号】
- 区間⑥、区間⑦：（株）ミラテクドローン 【国道17号】
- 区間⑧、区間⑨：通信土木コンサルタント（株） 【国道17号】
- 区間⑩：（株）オオバ 【国道254号】
- 区間⑪：（一社）国際ドローン協会 【国道254号】
- 区間⑫、区間⑬：（株）ミラテクドローン 【国道254号】
- 区間⑭、区間⑮：（株）エイテック 【国道254号】
- 区間⑯、区間⑰：通信土木コンサルタント（株） 【国道254号】
- 区間⑱、区間⑲：東日本総合計画（株） 【国道254号】
- 区間⑳、区間㉑：朝日航洋（株） 【国道17号バイパス】

発表記者クラブ

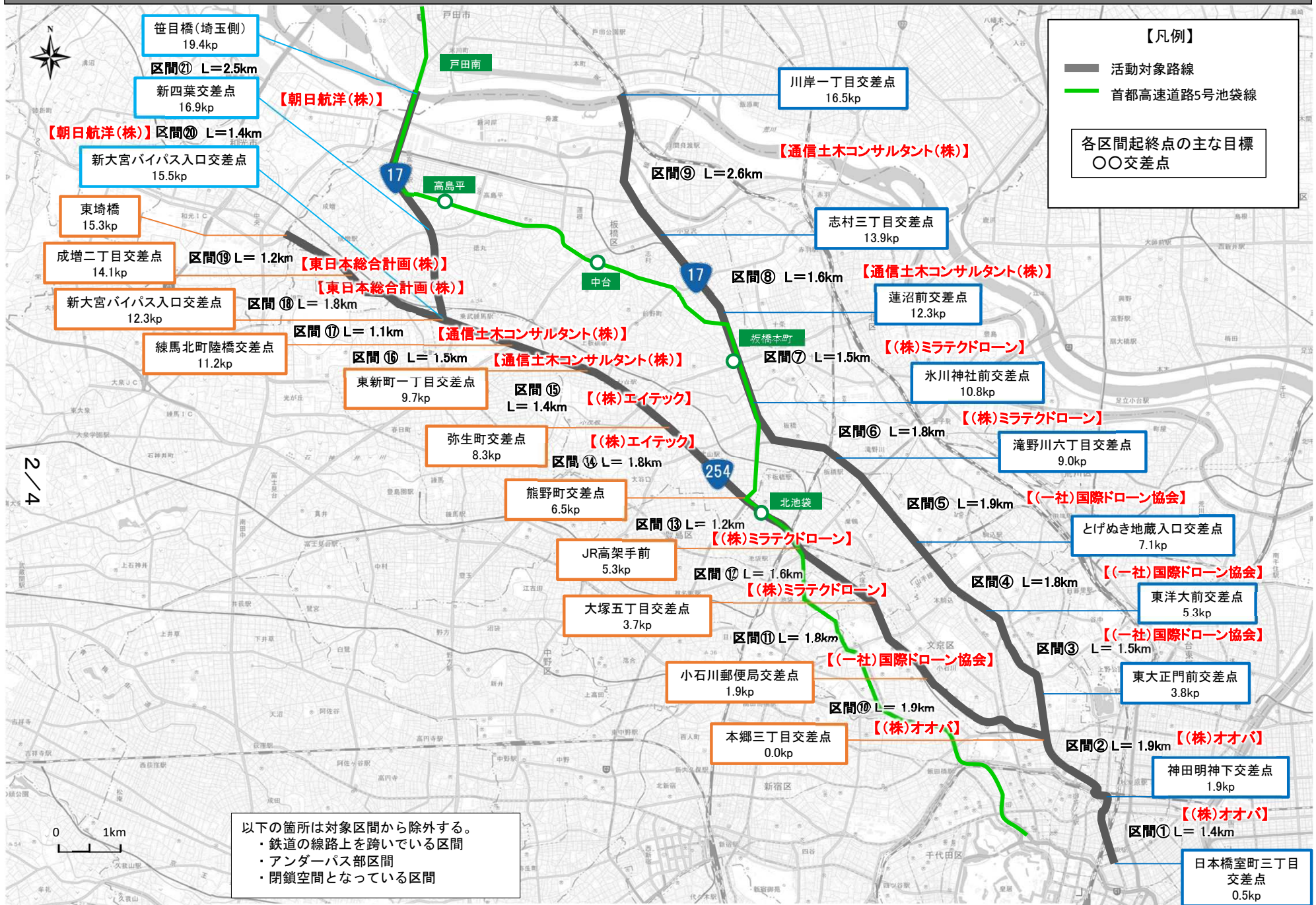
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ さいたま市政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 大宮国道事務所 TEL:048-669-1200(代表)
副所長(管理) 渡邊 正(わたなべ ただし)
管理第二課長 伊藤 仁(いとう ひとし)

活動区間割り位置図

別添1



活動区間割り一覧表

別添2

区間番号	路線	区 間 (主な目標 ○○交差点) ※目標となる物(交差点名ではなく目印)	距離標	延長	担当会社名	備考
①	17号	日本橋室町三丁目 ~ 神田明神下	0.5kp ~ 1.9kp	1.4km	(株)オオバ	
②	17号	神田明神下 ~ 東大正門前	1.9kp ~ 3.8kp	1.9km	(株)オオバ	
③	17号	東大正門前 ~ 東洋大前	3.8kp ~ 5.3kp	1.5km	(一社)国際ドローン協会	
④	17号	東洋大前 ~ とげぬき地蔵入口	5.3kp ~ 7.1kp	1.8km	(一社)国際ドローン協会	
⑤	17号	とげぬき地蔵入口 ~ 滝野川六丁目	7.1kp ~ 9.0kp	1.9km	(一社)国際ドローン協会	
⑥	17号	滝野川六丁目 ~ 氷川神社前	9.0kp ~ 10.8kp	1.8km	(株)ミラテクドローン	
⑦	17号	氷川神社前 ~ 蓮沼前	10.8kp ~ 12.3kp	1.5km	(株)ミラテクドローン	
⑧	17号	蓮沼前 ~ 志村三丁目	12.3kp ~ 13.9kp	1.6km	通信土木コンサルタント(株)	
⑨	17号	志村三丁目 ~ 川岸一丁目	13.9kp ~ 16.5kp	2.6km	通信土木コンサルタント(株)	
⑩	254号	本郷三丁目 ~ 小石川郵便局	0.0kp ~ 1.9kp	1.9km	(株)オオバ	
⑪	254号	小石川郵便局 ~ 大塚五丁目	1.9kp ~ 3.7kp	1.8km	(一社)国際ドローン協会	
⑫	254号	大塚五丁目 ~ JR高架手前※	3.7kp ~ 5.3kp	1.6km	(株)ミラテクドローン	
⑬	254号	JR高架手前※ ~ 熊野町	5.3kp ~ 6.5kp	1.2km	(株)ミラテクドローン	
⑭	254号	熊野町 ~ 弥生町	6.5kp ~ 8.3kp	1.8km	(株)エイテック	
⑮	254号	弥生町 ~ 東新町一丁目	8.3kp ~ 9.7kp	1.4km	(株)エイテック	
⑯	254号	東新町一丁目 ~ 練馬北町陸橋	9.7kp ~ 11.2kp	1.5km	通信土木コンサルタント(株)	
⑰	254号	練馬北町陸橋 ~ 新大宮バイパス入口	11.2kp ~ 12.3kp	1.1km	通信土木コンサルタント(株)	
⑱	254号	新大宮バイパス入口 ~ 成増二丁目	12.3kp ~ 14.1kp	1.8km	東日本総合計画(株)	
⑲	254号	成増二丁目 ~ 東埼橋※	14.1kp ~ 15.3kp	1.2km	東日本総合計画(株)	
⑳	17号BP	新大宮バイパス入口 ~ 新四葉	15.5kp ~ 16.9kp	1.4km	朝日航洋(株)	
㉑	17号BP	新四葉 ~ 笹目橋(埼玉側)※	16.9kp ~ 19.4kp	2.5km	朝日航洋(株)	

○協定の概要

【協定名】

「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定」

【協定の目的】

本協定は、東京都心23区内において震度6弱以上(気象庁発表)の地震発生時における以下の路線①～③の災害応急対策活動を実施するにあたり、協定会社と大宮国道事務所の協定締結により、早期の被災状況把握と道路啓開及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

- ①国道17号(東京都中央区日本橋～埼玉県戸田市川岸)
- ②国道17号BP(東京都練馬区北町～埼玉県戸田市早瀬)
- ③国道254号(東京都文京区本郷～東京都板橋区成増)

【業務・作業内容】

- ①緊急点検(パトロール)・・・無人航空機による道路状況等の撮影
- ②点検結果報告・・・撮影画像の提出(撮影画像の送信)

【協定区間】

東京都心23区内の以下の対象路線

国道17号、国道17号BP、国道254号 ※別添1、別添2区間割りのとおり

【協定期間】

令和3年12月24日から令和6年3月31日まで

○公募の概要

【応募資格(概要)】

- ①次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
 - ・関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度「測量」又は「土木関係建設コンサルタント業務」のいずれかに係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
 - ・令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ②遠隔操作による空撮用無人航空機を所有(自社の下請負会社等が保有し、活動時に使用できる体制を確保している場合も含む)し、災害現場において被災状況調査等のための活動(撮影等)が行える者であること。また、GPS等による位置の安定機能を使用することなく、安定した離着陸、空中操作が可能なる者であること。なお、撮影能力は静止画と動画撮影の両方を満足すること。
- ③所有(協会会社等が保有し、活動時に使用できる体制を確保している場合も含む)している無人航空機のメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- ④航空法第132条第2項第2号の規定による許可または同法第132条の2第2項第2号の規定による承認を受けた実績がある者であること。
- ⑤「無人航空機による災害応急対策活動(撮影等)に関する協定書(案)」第5条(活動開始の要請)に基づき、操縦者による点検活動を開始できる者であること。

【スケジュール】

- ①公募の期間:令和3年11月12日(金)から令和3年12月2日(木)まで
- ②協定締結者の通知:令和3年12月17日(金)
- ③協定締結:令和3年12月24日(金)